

1 検討事業名

下関西高等学校特別教室棟他改築事業

2 検討結果

従来手法による事業実施が適当

3 理由

○公立学校の運営については、学校教育法第5条により、設置者自らが行うこととされており、学校校舎における民間の業務範囲は施設整備と維持管理に限られる。

○施設整備については、本案件が既存施設の改築であり、新たに設置する施設は中学校の教室等に限定されることから、民間事業者が創意工夫を発揮する余地が少ないこと。

○維持管理については、民間事業者が行える業務は、機械警備及び軽微な保守業務に限られるため、民間事業者のノウハウの導入効果は著しく小さいこと。

○加えて、導入可能性調査や、実施方針の策定に期間を要するPFIの手法では、改築工事の完了が、1年間程度遅れる蓋然性が高く、中学生の学年が進むごとに複雑化する教育活動の展開に必要な選択教室や多目的教室等が十分に確保できず、円滑な学校運営に支障を来すおそれがあること。